

久留米市職員研修業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、「久留米市職員研修業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

久留米市職員研修業務

(2) 業務内容

- ①研修企画業務
- ②講師派遣
- ③研修実施報告書の作成
- ④情報提供

各業務の内容は「久留米市職員研修業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所

久留米市役所（久留米市城南町15番地3）ほか久留米市が指定する場所（原則久留米市内）

3 見積上限額

見積額の上限は12,342,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公募開始	令和7年10月28日（火）
質問書の提出期限	令和7年11月5日（水）
質問書に対する回答	令和7年11月11日（火）までに回答
参加申込書の提出期間	令和7年10月28日（火）～ 令和7年11月17日（月）
資格審査の結果通知	令和7年11月27日（木）
企画提案書の提出期間	令和7年10月28日（火）～ 令和7年12月4日（木）
プレゼンテーション	令和7年12月11日（木）【予定】
候補者選定の審議	令和7年12月下旬 【予定】
審査結果通知の送付	令和8年1月上旬 【予定】
契約締結	令和8年1月下旬 【予定】

6 参加資格

企画提案書の提出締切時点において、単独の事業者の場合は①から⑨までの全ての要件を満たしていること。共同事業体の場合は、いずれかの構成員が⑨の要件を満たすとともに、全ての構成員が①から⑧までの要件を満たしていること。

なお、共同事業体の構成員は、単独の事業者として、又は他の共同事業体の構成員として参加することはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 法人であること。
- ④ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ⑤ 福岡県内の参加申込者の場合は、所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税及び市税
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑥ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑨ 過去5年以内に国又は地方公共団体において、仕様書別紙1「久留米市職員研修業務予定研修等一覧」に定める全ての研修の実績があること。

7 説明会

実施しない。

8 質疑・応答

（1）質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、「18. 問い合わせ先」宛てに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。なお、電子メールの件名に「【会社名】職員研修業務プロポーザル質問書」と記載すること。

（2）提出期限

令和7年11月 5日（水）17時00分まで（必着）

（3）提出先

「18. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

（4）回答方法

令和7年11月11日（火）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子

メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、①イ及びウは参加申込期限から3か月以内に発行されたものに限る。また、「久留米市競争入札参加資格有資格者名簿」登載者については①ア、イ及びウの書類は不要とする。

① 参加申込書等の提出書類

- ア 役員等調査及び照会承諾書（様式第10号） 1部
- イ 登記事項全部証明書の写し 1部
- ウ 納税等証明書の写し（※1） 1部
- エ 参加申込書（様式第2号） 1部
- オ 会社概要書（様式第3号） 1部
- カ 参加資格調書（様式第4号） 1部
- キ 業務実績調書（様式第5号） 1部
- ク 業務実績調書に挙げる各研修の実績を証明する書類（契約書・仕様書等の写し） 1部（※2）
- ケ 委任状（様式第6号）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合） 1部
- コ 共同事業体結成予定書（様式第7号）（共同事業体の場合） 1部

（※1）次に掲げる、入札参加者の所在地区別の納税等証明書（ケ 委任状を提出する場合は、受託者の所在地で判断する）

所在地区分		税区分		納税等証明書
			税目	法人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明(納税証明書その3の3)
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明

（例1：市内の法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出）

（※2）①クの実績を証明する書類は、契約年月日・研修内容・契約者が記載された部分とし、「実績の有無を確認すること」が目的であるため、研修ごとに1件以上の写しがあれば可とする。

② 提案書等の提出書類

ア 企画提案書 正本 1 部 副本 7 部（「10. 企画提案書作成方法」を参照）

イ 価格提案書（様式第 8 号） 1 部

ウ 価格提案書の内訳書（様式第 9 号） 1 部

（2）提出期間

① 参加申込書等の提出期間

令和 7 年 10 月 28 日（火）から令和 7 年 11 月 17 日（月）（土日祝日を除く。）までの
8 時 30 分から 17 時 00 分まで

② 提案書等の提出期間

令和 7 年 10 月 28 日（火）から令和 7 年 12 月 4 日（木）（土日祝日を除く。）までの
8 時 30 分から 17 時 00 分まで

（3）提出方法

① 参加申込書等

電話にて「18. 問い合わせ先」に記載する担当窓口へ連絡し、持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

② 提案書等

電話にて「18. 問い合わせ先」に記載する担当窓口へ連絡し、持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

（4）提出先

「18. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10 企画提案書作成方法

「久留米市職員研修業務企画提案書作成要領」のとおり。

1 1 評価点の算出方法

(1) 評価項目及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目及び配点は次の表のとおりとする。

評価項目		評価内容	配点
企画提案	研修全体の考え方	・本市の人材育成基本方針を踏まえた、研修全体の考え方になっているか。	10点
	実施体制	・災害や感染症等で、研修の実施が困難になった場合、代替えの提案が可能か。 ・市の求めに応じ、随時協議に応じられる体制か。 ・緊急時、市との連絡含め、迅速かつ的確に対応できる体制か。	5点
	提案内容	・それぞれ研修の趣旨を理解し、仕様書の内容を研修企画に反映した有益な研修内容となっているか。 ・受講対象者の職責に応じた研修内容であるか。 ・受講者を引き付ける企画内容となっているか。 ・地方公共団体向けの研修内容となっているか。 (内訳) ①基本研修(研修対象：一般職) : 5点 ②基本研修(研修対象：管理監督職) : 5点 ③メンター研修 : 5点	15点
業務実績	研修実績	・類似業務の実績が豊富であるか	5点
	講師実績	・研修予定講師について、知識や実績が豊富であり、提案内容を確実に実施することができるか。	5点
価格提案	見積内容	・配点×(提案価格のうち最低価格/自社の価格提案)	10点

② 採点基準(企画提案・業務実績)

評価基準	評価値
優れている	5点
やや優れている	4点
普通(通常想定される程度)	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

③ 評価点の算出方法

ア 各評価者の評価点を、以下のとおり算定する。

- ・企画提案及び業務実績の各評価項目＝配点×各評価値
- ・価格提案＝配点×提案価格のうち最低の見積金額/自社の見積金額

イ アで算定した全ての評価者の評価点を加えたものを合計点とする。

ウ 算定にあたっては、小数点以下1桁目で四捨五入する。

1 2 審査方法

企画提案書については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

(1) プレゼンテーション実施日

令和7年12月11日(木)【予定】

(2) 実施場所、提案時間

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 参加人数

2人以内

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書を用いて行うこと。

イ プレゼンテーションにおいて、業務に従事する者が参加人数に含まれること。

ウ パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。

エ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

1 3 候補者の選考方法

(1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者とし、次点の者を次順位候補者とする。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

(2) 最高点の者が複数の場合は、企画提案及び業務実績の評価点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

1 4 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーションを行った全ての者に文書にて通知する。

(2) 通知時期

令和8年1月上旬【予定】

1 5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の内訳金額が「3. 見積上限額」に掲げる金額を超過した場合

1.6 情報公開及び提供

市は、提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.7 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、直ちに書面（様式は任意）によりその旨を「1.8. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案に係る書類作成及び提出に要する費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。

また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りではない。

1.8 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3

久留米市総務部人材育成室（担当：高尾）

電話 0942-30-9040 ファクシミリ 0942-30-9706

電子メールアドレス jinzai@city.kurume.lg.jp